

デビット利用規定

第 1 条(適用範囲)

本規定は、住信 SBI ネット銀行株式会社(以下「当社」といいます)が提供する Visa デビットサービス(以下「本サービス」といい、次条において定義します)をご利用いただく際に適用されるものとします。また、売買取引等に付随して発生する事項についても、本規定が適用されるものとします。

第 2 条(用語の定義)

本規定における用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

- (1)「会員」とは、本サービスの利用を申込み、当社によりその申込の承諾を受けたお客さまをいいます。
- (2)「加盟店等」とは、Visa Inc. (以下「国際提携組織」といいます)と提携した金融機関またはクレジット会社(以下「アクワイヤラ」といいます)の加盟店および当社が指定した(または国際提携組織と提携した金融機関等による)ATM・現金自動入出金機を統括する金融機関等をいいます。
- (3)「売買取引等」とは、会員が加盟店等から商品を購入し、または役務の提供を受けること(ATM・現金自動入出金機にて会員の指定した金額の払出しを行う役務の提供を受けることを含む)に係る会員と加盟店等間の取引をいいます。
- (4)「売買取引等債務」とは、売買取引等に基づき会員が加盟店等に対して負担する債務をいいます。
- (5)「デビットカード」とは、キャッシュカードとしての機能(当社所定のキャッシュカード規定により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます)と売買取引等に係る決済を行う機能を一体化し、双方の機能を 1 枚で提供するカードであって、本規定に基づき当社が発行するものをいいます。
- (6)「代表口座」とは、会員が当社に開設した代表口座円普通預金口座および/または代表口座外貨普通預金口座をいいます。
- (7)「本サービス」とは、当社が会員からの委託に基づき、会員が当社に開設した代表口座から預金を引き落とすことによって売買等取引債務を弁済するサービスです。

第 3 条(利用契約の成立)

1. お客さまは、本規定のほか、当社が別途定める各取引規定についても確認し、同意したうえで、当社所定の方法により本サービスの利用を申し込むものとします。
2. 本サービスに係るお客さまと当社との契約(以下「利用契約」といいます)は、当社が前項の利用申し込みを承諾したときに成立します。

第 4 条(デビットカードの発行と管理)

1. 当社は、前条の利用契約成立後、会員氏名・Visa デビット番号・デビットカードの有効期限等を表示したデビットカードを発行し、これを会員に貸与します。(以下、デビットカードに表示された情報と第 6 条に定める Visa デビット暗証番号を総称して「デビットカード情報」といい、デビットカード情報のみの利用もデビットカードの利用に含まれるものとします。)
なお、会員 1 人(法人口座の場合 1 法人)が借受けられるデビットカード枚数の上限は、当社が別途定めるものとします。
2. 会員は、デビットカード受領後、直ちに当該デビットカードの署名欄に自署をするものとします。なお、法人の会員にあっては、会員の代表者または会員が当該カードを利用する権限を付与した者が署名するものとします。
3. デビットカードは、当該デビットカードの貸与を受けた会員本人のみ(法人の会員にあっては、当該カードの署名者のみ)が利用できます。また、会員は善良なる管理者の注意をもってデビットカードおよびデビットカード情報を管理するものとし、デビットカードを第三者に貸与、譲渡または質入れする等デビットカードの占有を移転させることや、デビットカード情報を開示、漏えいする等して第三者に利用させてはならないものとします。
4. 会員は、デビットカードまたはデビットカード情報が、偽造、盗難もしくは紛失等により第三者に利用されるおそれが生じた場合、または第三者に利用されたことを認知した場合、すみやかに当社所定の方法により当社に通知するものとします。なお、当社への通知が遅延したことにより生じた損害につき、当社は一切責任を負いません。
5. 当社は、デビットカードが利用された場合、当該利用をデビットカードの貸与を受けた会員本人または本人から正当な権限を授与された者によるものとみなし、この取り扱いにより会員が不利益を被ったとしても一切責任を負いません。
6. 当社は、会員のデビットカードが第三者によって不正に利用されている、またはそのおそれがあると判断した場合、事前に通知することなく会員のデビットカードを無効とし、本サービスの提供を中止することができるものとします(なお、当社は、これらの措置を講じる義務は負いません)。この場合、会員は、当社が行う所定の本人確認および不正使用に関する調査を行うことをあらかじめ承諾し、これに協力するものとします。当社は、デビットカードを無効とした後、会員の当該不正利用等への関与が認められない場合には、新たにデビットカードを発行します。
7. 当社は、デビットカードが会員の不在等の理由により不送達となり、当社所定の回数返却された場合には、当該デビットカードを破棄するものとします。この場合、会員が利用を希望する場合には、改めて第 3 条第 1 項所定の申込手続を行うものとします。
8. 前項の規定は、当社が会員に対しデビットカードの再発行を行う場合にも準用されるものとします。

第 5 条(デビットカードの有効期限)

1. デビットカードの有効期限は、当社が定めるものとし、デビットカード表面に記載した月の末日までとします。
2. 当社は、デビットカードの有効期限経過後であっても、加盟店等から第 9 条第 2 項に定める売上確定通知を受けた場合、なお本サービスの決済について本規定を適用するものとし、
3. 当社は、一定期間、デビットカードの利用がない場合のほか、当社の判断に基づき、有効期限到来前であってもデビットカードを無効とし、本サービスの提供を中止することができるものとし、
4. デビットカードの有効期限が到来する場合、当社が引き続き会員として承認する方には、新しいデビットカードを送付します。この場合、会員は、有効期限が経過したデビットカードは破棄し（磁気ストライプと IC チップ部分を切断）、新しいデビットカードを利用するものとし、

第 6 条(暗証番号)

1. 会員は、デビットカードの利用に先立ち、当社所定の手続きにより、本サービス用の暗証番号(以下「Visa デビット暗証番号」といいます)を当社に登録するものとし、なお、生年月日、電話番号等、第三者に推測されやすい番号を Visa デビット暗証番号として登録しないものとし、当社は、それにより生じた損害について責任を負いません。
2. 当社は、前項により登録された Visa デビット暗証番号の照会・変更を受け付けません。会員は、Visa デビット暗証番号を失念した場合、あるいは Visa デビット暗証番号の変更を希望する場合、当社所定の手続きによりデビットカードの再発行を申し込むものとし、
3. 前項の定めにかかわらず、キャッシュカード暗証番号（キャッシュカード規定に基づき会員から届出られる暗証番号をいいます）を失念した場合の取扱いについては、銀行取引規定第 7 条が適用されるものとし、

第 7 条(利用方法)

1. 当社は、加盟店等が売買取引等に係る取引額(以下「取引額」といいます)ならびにデビットカード番号、当該デビットカード番号の有効期限、暗証番号およびセキュリティコード(あわせて以下「取引情報」といいます。なお、暗証番号およびセキュリティコードについては、加盟店等の要請がある場合に限り、)のすべてまたは一部を当社に通知したことをもって、会員と加盟店等の間で売買取引等に係る契約が成立したものとみなします。
2. 当社は、売買取引等に関して一切責任を負わず、またその内容について調査等を行う責任も負いません。会員は、売買取引等に関して疑義その他の問題が生じた場合、加盟店

等との間でこれを協議、解決するものとします。

3. 会員は、売買取引等を行った後に、会員と加盟店等との合意によってこれを取り消す場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。
4. 会員は、売買取引等において購入した商品、サービスその他の取引内容およびそれに付随する情報ならびに会員の個人情報およびデビットカード情報等が、加盟店等、アクワイヤラおよび当社間において、売買取引等の特定と内容確認の目的で開示されることを承諾するものとします。
5. 会員は、当社所定の時間内に、当社所定の金額以上の売買取引等について、取引情報(暗証番号およびセキュリティコードについては、加盟店等から要請された場合に限り)を加盟店等に通知することにより、本サービスを利用することができます。
6. 会員は、本サービスの利用金額、利用状況、購入商品、権利、提供を受ける役務の種類により、本サービスの利用についてその都度当社の承認が必要となること、ならびに当社と加盟店等およびアクワイヤラとの間で本サービスの利用状況に関する照会を行うことをあらかじめ承諾するものとします。
7. 会員のデビットカード利用状況、または会員の決済状況等から当社が適当でないと判断した場合、当社はデビットカードの利用をお断りすることができるものとします。また、貴金属・金券類・パソコン等一部の商品については、デビットカードの利用を制限することがあります。なお、当社は、これらの措置を講じる義務は負いません。
8. 会員は、当社が必要と認めた場合、デビットカードの利用を制限される場合があることを承諾するものとします。また、システム、通信回線、端末機のメンテナンス、故障、障害等により本サービスを利用できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。当社は、これらにより会員に損害等が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。

第 8 条(利用限度額)

1. 会員は、代表口座の残高(第 10 条に定める海外利用である場合を除き、代表口座円普通預金の残高とします)を超えて本サービスを利用することはできません。
2. 会員は、当社所定の方法により、本サービスの利用限度額を設定することができます。

第 9 条(決済方法)

1. 当社は、加盟店等からの取引情報の通知を受け付けた場合、会員から当社に対して取引情報に示された取引額の引落とし指示および当該引落としによる当該売買取引等に係る債務の弁済委託がなされたものとみなし、当社がこれを承諾する場合、かかる引落とし指示にしたがい、取引額を代表口座から引き落とします(以下、この手続きを「暫定支払手続き」といい、引き落とした金額を「暫定引落額」といいます)。なお、当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、原則として、取引情報の通知を受け付けず、会員の

引落し指示及び弁済委託を承諾しないものとします。

- (1) デビットカードの有効期限が満了した後に取引情報の通知を受けた場合
 - (2) 当該取引情報に含まれる取引額が第 8 条に定める利用限度額を超過する場合
 - (3) 当該取引情報に含まれる取引額が当社所定の金額を下回る場合
 - (4) 当該取引情報が、当社が別途定める利用不能条件に該当する場合
2. 当社は、暫定支払手続き完了後、加盟店等から会員と加盟店等との間で成立した売買取引等に係る売上確定の通知(以下「売上確定通知」といいます)を受けた場合、前項の弁済委託にしたがい、ただちに暫定引落額を加盟店等に支払うことにより、当該売上確定通知に係る売買取引等債務を弁済するものとします。
 3. 通信事情その他の事由により取引情報の通知を当社が受理せず、売上確定通知のみが到達した場合、当社は、会員から当社に対して売上確定通知に示された取引額の引落し指示および当該引落しによる当該売買取引等に係る債務の弁済委託がなされたものとみなし、当社がこれを承諾する場合、かかる引落し指示および弁済委託にしたがい、当該売上確定通知の到達後、直ちに売上確定通知に係る取引額を代表口座から引き落とししたうえで加盟店等に支払うことにより、当該売上確定通知に係る売買取引等債務を弁済するものとします。
 4. 加盟店等の売上処理手続き上の事由等により売上確定通知における取引額が暫定引落額を超過することとなった場合、当社は、会員から当社に対して当該取引額から暫定引落額を減じた金額(以下「不足金額」といいます)の引落し指示および当該引落しによる売買取引等に係る債務の弁済委託がなされたものとみなし、当社がこれを承諾する場合、かかる引落し指示および弁済委託にしたがい、不足金額を代表口座から引き落とし、引き落としした資金を暫定引落額とあわせて加盟店等に支払うことにより、当該売上確定通知に係る売買取引等債務を弁済するものとします。
 5. 第 3 項の場合において会員の代表口座の残高が売上確定通知に示された取引額に満たない場合、または前項の場合において会員の代表口座の残高が不足金額に満たない場合、当社は、会員の債務を弁済するために必要な金額(第 3 項の場合にあつては、代表口座の残高にかかわらず、売上確定通知における取引額の全額とします)を立替えることにより、当該売上確定通知に係る売買取引等債務を弁済するものとします。
 6. 当社は、暫定支払手続き完了後に加盟店等から売買取引等を取り消す旨の通知を受けた場合、当社所定の手続きに従い暫定引落額を会員の代表口座に返金するものとします。なお、この場合、当社は、返金対象となる暫定引落額に付利する義務を負いません。
 7. 当社は、暫定引落額より売上確定通知における取引額が少ない場合、当社所定の手続きに従いその差額を会員の代表口座に返金するものとします。なお、この場合、当社は、当該差額に付利する義務を負いません。
 8. 当社は、暫定支払手続きが完了し、当社が別途定める期間経過後も加盟店等からの売上

確定通知がない場合または売上確定通知の内容を確認できない場合、暫定引落額を代表口座に返金するものとします。なお、この場合、当社は、当該暫定引落額に付利する義務を負いません。ただし、返金後、当社が別途定める期間内に売上確定通知を受領した場合、当社は、会員から当社に対して売上確定通知に示された金額の引落し指示および当該引落しによる売買取引等に係る債務の弁済委託がなされたものとみなし、当社がこれを承諾する場合、かかる引落し指示および弁済委託にしたがい、当該売上確定通知受領後、直ちに暫定支払手続きをとったうえで暫定引落額を加盟店等に支払うことにより、当該売上確定通知に係る売買取引等債務を弁済するものとします。なお、本項において、会員の代表口座の残高の不足等の理由により暫定支払手続きをとることができない場合、当社は、代表口座の残高にかかわらず、当該売上確定通知における取引額の全額を立替えるものとし、これを加盟店等に支払うことにより、当該売上確定通知に係る売買取引等債務を弁済するものとします。

9. 当社は、売上確定通知の内容に何らかの瑕疵があるものと判断した場合、当該売上確定通知に係る取引額を加盟店等に立替払いしたうえで、当社が立替払いを行ったこと、売上確定通知に瑕疵があることを当該加盟店等に申し出るものとします。
10. 会員は、当社が立替払いを行った場合、当該立替払いされた金額(以下「立替金」といいます)について当社に債務を負い、これを弁済する義務を負うものとします。なお、その弁済については第 12 条に定めるとおりとします。
11. 当社は、加盟店等から本サービスの利用に係る売買取引等を取り消す旨の通知を受けた場合であって、すでに当該売買取引等に係る売買取引等債務の弁済が完了している場合には、当該売買取引等に係る取引額を会員に返還するものとします。
12. 当社は、前項のほか売買取引等に関して会員の代表口座から当社が引き落とした金額を返還する場合、当社所定の手続きにより行うものとします。

第 10 条(海外利用)

1. 会員は、海外における本サービスの利用に係る取引額の引落し先を、会員の代表口座円普通預金または当社所定の外国通貨に係る代表口座外貨普通預金のいずれかからあらかじめ当社所定の手続きにより選択するものとします(代表口座外貨普通預金は、当該代表口座外貨普通預金が売買取引に係る外国通貨と同一の外国通貨である場合に限り、選択できるものとします)。なお、会員は、海外における本サービスの利用にあたって海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を負担するものとします。
2. 会員が取引額の引落し先として代表口座円普通預金を選択した場合、当社は、外国通貨から日本円に換算の上、前条に定める決済方法に基づき暫定支払手続きおよび売買取引等債務の弁済を行うものとします。なお、外国通貨から日本円への換算には、国際提携組織で売上データが処理された日の国際提携組織が適用した交換レートに海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を加算したレートが適用されるものとします。

3. 会員が取引額の引落し先として代表口座外貨普通預金を選択した場合、当社は、選択された外国通貨(対象とする外国通貨は別途定めるものとします)で前条に定める決済方法に基づき暫定支払手続きおよび売買取引等債務の弁済を行うものとします。かかる場合において、会員は、当社に海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を支払うものとし、当社が、当該暫定支払手続きにおいて、取引額とともに当該費用相当額を引き落とし、当該費用の支払いを受けることを同意するものとします。なお、会員が取引額の引落し先として代表口座外貨普通預金を選択した場合であって、暫定支払い手続き時に会員の代表口座外貨普通預金の残高が取引額に満たないときは、当社は、第 1 項および本項の定めにかかわらず、代表口座円普通預金が選択されたものと同様に取り扱います。
4. 第 2 項の場合において、当社が、暫定支払手続きまたは売買取引等債務の弁済を完了した後に、加盟店等から本サービスの利用に係る取引情報の通知、売上確定通知または売買取引等を取り消す旨の通知を受けた場合、当社は、当該取り消しに係る取引額を外国通貨から日本円に換算の上、会員に返還するものとします。この場合、外国通貨から日本円への換算には、国際提携組織が当該取り消しにあたり適用した交換レートに海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を加算したレートが適用されるものとします。なお、当該レートの変動により取り消された暫定支払い手続きによる引落額との差額が生じ、返還金が引落額に満たない場合であっても、当該差額は会員が負担するものとします。
5. 第 3 項の場合において、当社が、暫定支払手続きまたは売買取引等債務の弁済を完了した後に、加盟店等から本サービスの利用に係る取引情報の通知、売上確定通知または売買取引等を取り消す旨の通知を受けた場合、当該取り消しに係る取引額を外国通貨で会員に返還するものとします。この場合、会員が当社に支払った海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用は返還されないものとします。
6. 会員は、海外における本サービスの利用について、法令を遵守する上で必要となる場合は、許可証、証明書その他の書類を提出し、または当社が本サービスの利用を制限または停止することに、あらかじめ同意するものとします。

第 1 1 条(売買取引等にかかる手数料等)

会員は、売買取引等を行う場合、消費税等の公租公課を負担するほか、当社所定の手数料を支払うものとします。当社は、当社所定の時期に会員の代表口座から手数料を引き落とします。

第 1 2 条(弁済方法の指定)

第 9 条第 5 項に基づき当社が立替払いを行った場合のほか、本サービスの利用に関連して会員の当社に対する債務が発生した場合、当社は、当社の任意で、会員による弁済の方法を決定することができるものとします。

第 1 3 条(債権の譲渡)

会員は、当社が会員に対して有する立替金に係る債権等を第三者に譲渡することについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

第 1 4 条(本サービスの利用停止等)

1. 当社は、会員が本規定に違反した場合あるいは違反のおそれがある場合、本サービスの利用状況等からデビットカードの利用が適当でないと判断した場合、立替金の支払いが遅延した場合、当社が預金取引の全部または一部を停止または強制解約した場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社所定の方法により、次の各号の全部または一部の措置をとることができるものとします。
 - (1) 本サービスの利用制限または利用停止
 - (2) デビットカードの貸与の停止およびデビットカードの返却請求
 - (3) 加盟店等に対するデビットカード番号等の無効通知
 - (4) 代表口座の利用停止または強制解約
2. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、何ら通知、催告なく当該会員のデビットカードの利用を停止することができるものとします。
 - (1) 当社所定の届出事項に関して届出を怠った場合
 - (2) 当社所定の届出事項に関して虚偽の申告をした場合
 - (3) 本規定の各条項のいずれかに違反した場合
 - (4) 会員の代表口座が解約された場合
 - (5) 銀行取引規定第 1 9 条第 3 項各号に該当するに至った場合
3. 当社は、会員が第 1 6 条に違反した場合または同条に定める書類の提出に応じない場合、本サービスの利用の制限もしくは停止措置をとることができるものとします。
4. 当社は、前各項の定めに基づきデビットカードの利用を停止した場合であっても、利用停止までに生じた売買取引等に係る債務について加盟店等から売上確定通知を受けた場合、なお本サービスの決済について本規定を適用するものとします。

第 1 5 条(会員の申出による利用停止)

1. 会員は、当社から貸与されたデビットカードの利用停止を希望する場合、当社所定の方法によりその旨を申し出るものとします。
2. 当社は、前項の申出を受領した後、速やかにデビットカードの利用を停止するものとします。
3. 当社は、前項の定めに基づきデビットカードの利用を停止した場合であっても、利用停止までに生じた売買取引等に係る債務について加盟店等から売上確定通知を受けた場合、なお本サービスの決済について本規定を適用するものとします。

第 16 条(法令等による取引の禁止・制限)

会員は、本サービスを利用して現在または将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等により禁止された取引を行ってはならず、また会員が行う取引につき許可、証明、報告その他の手続を必要とする場合には、取引を行う前に当社にその旨を申告するとともに当社の要求に応じて許可書、証明書、報告書その他の書類を提出するものとします。この場合において、当社が必要と認めるときは、本サービスの利用の制限もしくは停止に応じていただくことがあります。

第 17 条(不正使用)

1. 会員は、盗難、偽造・変造等によりデビットカードまたはデビットカード情報を第三者に不正使用された場合、当該不正使用に起因する一切の事項につき責任を負うものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、第三者によるデビットカードまたはデビットカード情報の不正使用について、デビットカード盗難補償規定に定める条件を満たす場合は、デビットカード盗難補償規定が適用されるものとします。

第 18 条(預金口座の解約禁止)

1. 会員は、銀行取引規定その他の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社の普通預金口座を解約することができません。
 - (1) 第 9 条第 6 項、第 7 項または第 8 項に定める返金処理の完了前であるとき
 - (2) 第 9 条第 10 項に定める義務が存続しているとき
 - (3) 第 4 条第 6 項に定める調査が継続中であるとき
 - (4) 暫定支払手続き完了後であって、当社が売上確定通知受領前であるとき
 - (5) 本サービスを利用した売買取引等に係る債務弁済が完了していないとき
2. 前項の定めにかかわらず会員が普通預金口座を解約し、解約後に当社が当該会員のデビットカードを利用した売買取引等について売上確定通知を受けた場合、会員から当社に対し、当該売上確定通知に係る売買取引等における債務について弁済委託がなされたものとみなします。当社は、かかる弁済委託にしたがい、当該売上確定通知に示された取引額を立替えるものとし、これを加盟店等に支払うことにより、会員の債務を弁済するものとします。
3. 会員は、前項の定めに基づき当社が立替払いを行った場合、当該立替払いされた金額について当社に直ちに弁済する義務を負うものとします。

第 19 条(反社会的勢力との取引拒絶、排除)

1. 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力

集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 会員が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員との取引を継続することが不適切であると判断した場合、当社所定の方法により、第 14 条第 1 項各号の全部または一部の措置をとることができるものとします。
4. 会員は、前項の規定の適用により、会員に損害が生じた場合にも、貴社になんらの請求をすることができないものとします。また、貴行に損害が生じたときは、会員がその責任を負うものとします。
- 反社会的勢力ではないことの表明・確約に定める要件に該当した場合、当社は事前に何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができるものとします。

第 20 条(遅延損害金)

会員は、当社に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は当社の定めによるものとし、年利 14.6%を限度とします。

第 21 条(相殺)

当社は、会員が当社に対する債務を履行しなかった場合に、当該会員が当社に対して有する預金債権と相殺することができるものとします。

第 2 2 条(デビットカードの再発行)

1. 当社は、会員がデビットカードの紛失・盗難、毀損・滅失等により、当社所定の届出を行い、デビットカードの再発行を申請した場合、当社が適当と認めた場合に限り、デビットカードを再発行します。この場合、会員は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。
2. 前項に定めるところに従い当社がデビットカードを再発行する場合、会員は、デビットカード情報が従前のデビットカード情報から変更される場合があることを異議なく承諾するものとします。
3. 会員がデビットカードの再発行を申請する場合、従来利用していたデビットカードは会員が責任をもって破棄するものとし、これを怠ったことにより会員に損害等が生じたとしても、これについて、当社は何らの責任も負わないものとします。

第 2 3 条(利用明細)

当社は、当社所定の期間、本サービスの利用に係る取引明細を保存し、当該取引明細を当社所定の方法で会員の閲覧に供するものとします。

第 2 4 条(キャッシュカード機能)

デビットカードのキャッシュカード機能の利用については、当社所定のキャッシュカード規定によるものとします。

第 2 5 条(免責)

当社が、本サービスの提供に関し、会員が被った損害について責任を負う場合であっても、当社の責任は、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については一切責任を負わず、また、特別の事情に基づく損害については、通常損害及び特別損害を含め、何らの責任も負わないものとします。

第 2 6 条(サービス内容及び本規定の変更等)

1. サービス内容は当社の都合により、事前の通知なく変更することがあります。
2. 本規定は、当社の都合で変更することがあります。規定変更日以降は変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害について当社は一切の責任を負いません。
3. 前各項の改廃および変更について、当社は変更日・変更内容を当社 WEB サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

第27条(準拠法および合意管轄)

1. 本規定の準拠法は、日本法とします。
2. 本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上